

医療型児童発達支援

○対象者

- 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

居宅訪問型児童発達支援

○対象者

- 重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

○サービス内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行う。

放課後等デイサービス

○対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

保育所等訪問支援

○対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

福祉型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員及び保育士
 - ・ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設 4:1以上
 - ・ 主として盲児又はろうあ児を入所させる施設
乳児又は幼児 4:1以上
少年 5:1以上
 - ・ 主として肢体不自由児を入所させる施設 3.5:1以上
 - ・ 児童指導員 1人以上
 - ・ 保育士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

医療型障害児入所施設

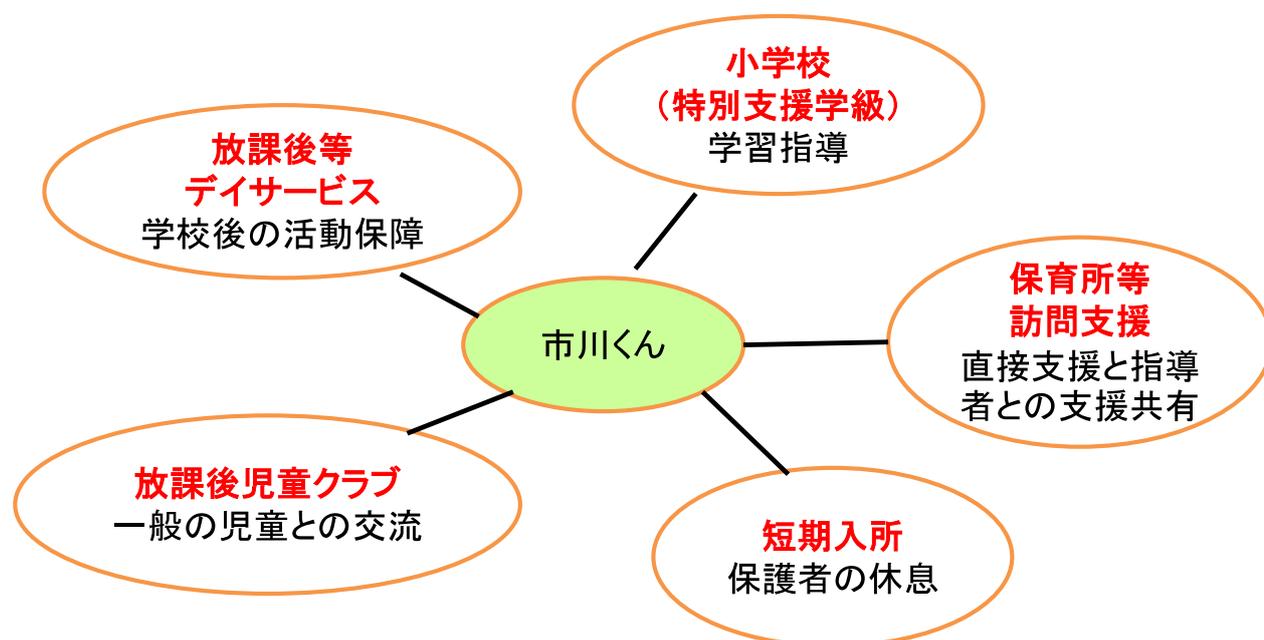
○ サービス内容

- 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

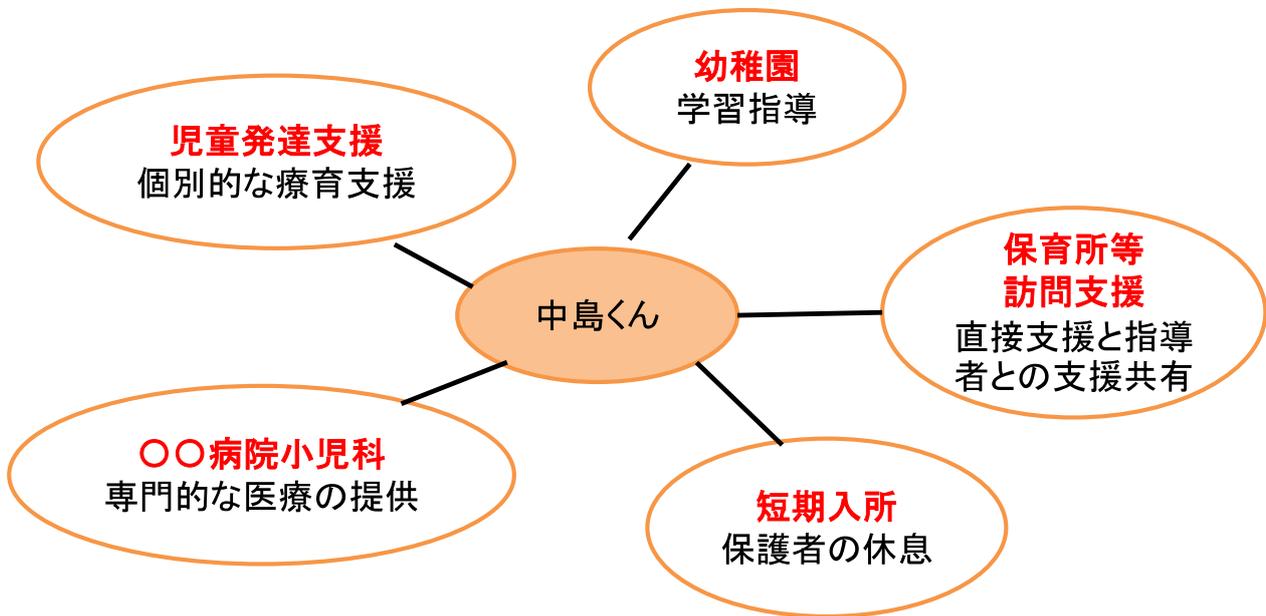
○ 主な人員配置

- 児童指導員及び保育士
 - ・ 主として自閉症児を入所させる施設 6.7:1以上
 - ・ 主として肢体不自由児を入所させる施設
乳児又は幼児 10:1以上
少年 20:1以上
 - ・ 児童指導員 1人以上
 - ・ 保育士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

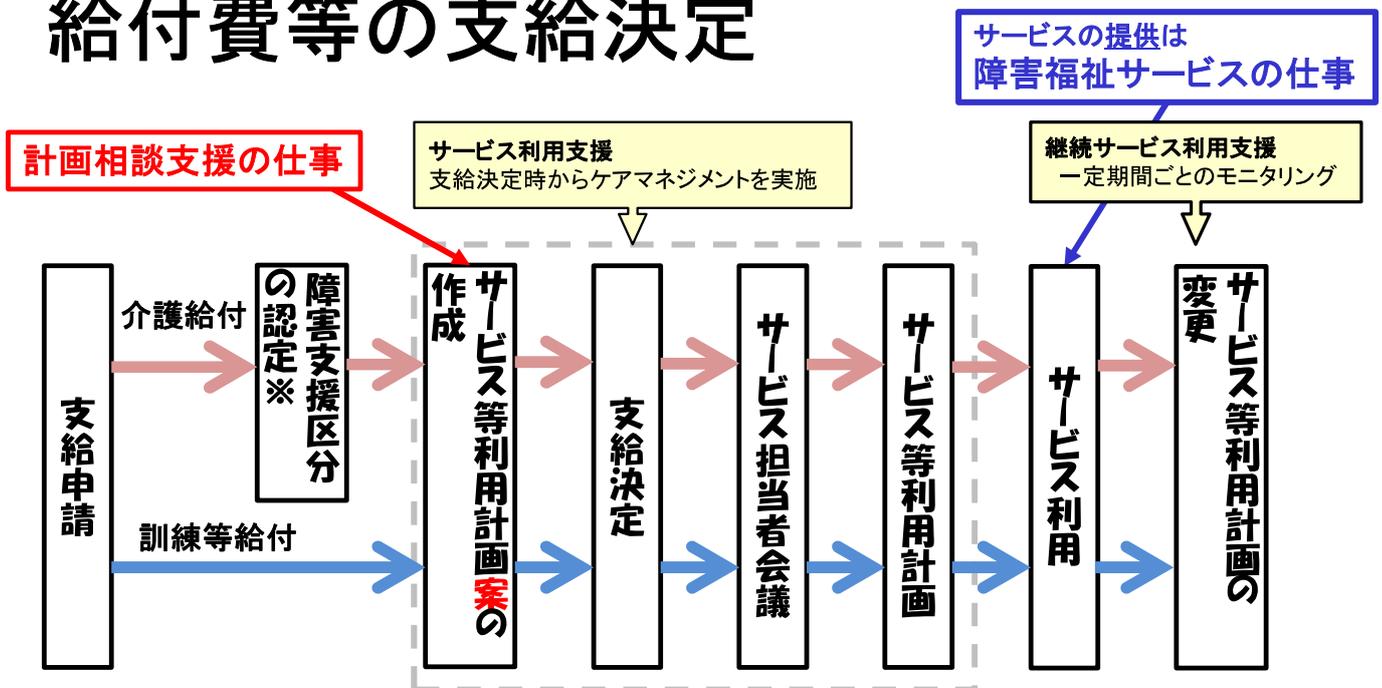
事例4: なかなかお友達と仲良くできない発達障害のある小学校1年生の市川勇人くん



事例5:生活全般に支援が必要な重度障害のある 5歳の中島純也くん



給付費等の支給決定



※障害支援区分
 障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める6段階の区分。
 「できる」「できない」だけでなく、障害によって「どの程度社会参加が妨げられているか」

地域生活支援事業(市町村)①

1, 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する。

2, 障害者相談支援事業

障害者等方の相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の傷害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

3, 地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型があり、精神保健福祉士を配置し、医療福祉地域社会との連携を図ったり、機能訓練や入浴等のサービス、通所の活動の援助を行うなどの役目がある。

4, 成年後見制度利用支援事業

制度の利用が有用と認められる知的・精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援する。

地域生活支援事業(市町村)②

5, 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等を給与または貸与する。障害の種類と程度により給付用具が決められている。

6, 移動支援

屋外での移動が困難な障害者等について、移動支援を実施することにより社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

7, 訪問入浴サービス

地域における身体障害者の生活を支援するため、看護師等もしくは介護職員が居室を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護。

8, 日中一時支援

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行う。

・・・以下省略・・・

地域生活支援事業(県事業)

1、発達障害者支援センター運営事業

発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、各般の問題について本人家族からの相談に応じ、適切な指導及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図る。

2、高次脳機能障害等支援普及事業

外傷性脳障害や脳血管障害等の原因により高次脳機能障害を発生した方への支援に関する取り組みを普及定着させるための研修を行い高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図る。

3、障害児等療育支援事業

在宅の障害児者の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。

4、障害者就業・生活支援センター事業

職業生活における自立を図るために就業およびこれに伴う日常生活および社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育との関係機関との連携を図り、必要な支援を行うことにより雇用の促進と職業の安定を図る。

中核地域生活支援センター(千葉県独自)

制度のはざまや複合的な課題を抱えた子供、障害者、高齢者など地域で生きづらさを抱えた方に対して、包括的な相談支援や関係機関への連絡調整を図る。24時間体制

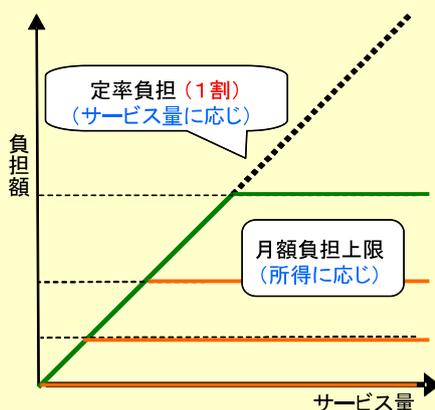
介護給付費等の利用者負担

障害福祉サービスを利用した利用者は、その費用の一部を負担することとされていますが、**その負担額は、所得や状況に応じた減免・上限があります。**

(1) 費用(月額)

- 食費・光熱水費等⇒利用者は原則、**実費相当額を負担。(減免あり)**
- 障害福祉サービスに通常要する費用⇒利用者は原則、**1割を負担。(上限あり)**

(2) 負担上限月額



障害者の場合

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 ・所得割16万円以上を除く(一般2) ・20歳以上の入所施設利用者を除く(一般2) ・グループホーム利用者を除く(一般2)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

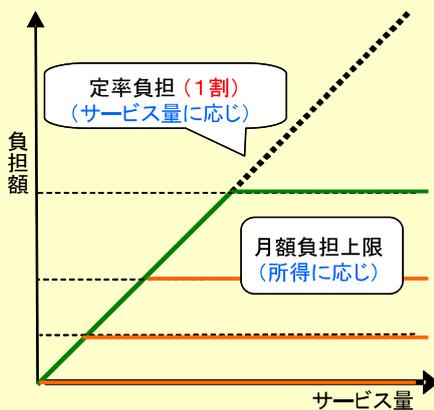
障害児通所給付費及び障害児入所給付費の利用者負担

障害福祉サービスを利用した利用者は、その費用の一部を負担することとされていますが、**その負担額は、所得や状況に応じた減免・上限があります。**

(1) 費用(月額)

- 食費・光熱水費等⇒利用者は原則、**実費相当額を負担。(減免あり)**
- 障害福祉サービスに通常要する費用⇒利用者は原則、**1割を負担。(上限あり)**

(2) 負担上限月額



障害者の場合

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税 非 課税世帯	0円
一般1	居宅で生活する障害児(無償化対象児童は除く)	4600円
	20歳未満の施設入所している障害児	9300円
一般2	上記以外	37,200円

補装具費支給制度

1. 制度の概要

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における効率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具について、その費用の一部を支給する。

2. 対象者

補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等

3. 実施主体

市町村

4. 申請方法等

障害者(障害児の場合は扶養義務者)が市町村長に申請し、補装具費の支給を受ける。

5. 費用負担

利用者が課税対象の場合の負担割合は1割で、上限額は月に37,200円。障害者年金しか収入のない方や生活保護対象者は負担額0円。

参 考

補装具の種目

[身体障害者・身体障害児共通]

義肢 装具 座位保持装置 盲人安全つえ 義眼眼鏡 補聴器 車椅子 電動車椅子 歩行者歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く) 重度障害者用意思伝達装置

[身体障害児のみ]

座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具 等

自立支援医療制度

概要

障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実施主体：【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

支給決定件数：【更生医療】251,789件 【育成医療】32,100件 【精神通院医療】1,817,829件

※平成27年度

対象者

更生医療：身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育成医療：障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療：精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由・・・関節拘縮 → 人工関節置換術

言語障害・・・口蓋裂 → 形成術

視覚障害・・・白内障 → 水晶体摘出術

聴覚障害・・・高度難聴 → 人工内耳埋込術

内臓障害・・・心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術 等

(精神通院医療)

精神科専門療法

訪問看護

その他の支援制度①

手当及び障害者年金

それぞれ該当する対象者が異なります。

障害児福祉手当

特別児童扶養手当 (1級 ・ 2級)

特別障害者手当

経過的福祉手当

寝たきり身体障害者福祉手当

児童扶養手当

障害者年金 (1級 ・ 2級)

障害者厚生年金の額は本人の収入等により決定する。

その他の支援制度②

その他の支援制度

- ・日常生活用具の支給
- ・住宅改造費助成
- ・難病指定、特定疾患医療費助成
- ・グループホーム等家賃助成
- ・福祉タクシー券助成
- ・駐車禁止除外標章
- ・所得税、住民税、自動車税等の軽減措置
- ・選挙の不在者投票制度
- ・公共料金、JR、私鉄、バス、航空機等の運賃の軽減
- ・有料道路等通行料金の軽減
- ・NHK放送受信料金の軽減 等

障害者総合支援法および児童福祉法における 相談支援（ケアマネジメント）の基本

有限会社あいの手介護サービス
主任相談支援専門員 小林 幸夫

この研修（講義）の獲得目標

法における相談支援専門員とサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の役割と両者の関連性について理解する。

- ①相談支援事業の基準に基づく相談支援専門員としての責務と業務を理解する。
- ②障害福祉サービスにおけるサービス管理責任者や児童発達支援管理者の責務と業務を理解する。
また、事業所管理者とサービス管理責任者の相違点についても、理解する。
- ③相談支援専門員とサービス管理責任者との連携の在り方と、その重要性を理解する。
- ④サービス等利用計画と個別支援計画の関係について理解する。

I 相談支援事業について

3

I 相談支援事業の成り立ちと 障害者総合支援法における相談支援事業

障害者への相談支援事業の経緯

平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始

- ◆身体障害者：市町村障害者生活支援事業……………（平成8年）
- ◆知的障害者：障害児（者）地域療育等拠点施設事業…（平成2年）
→障害児（者）地域療育等支援事業……………（平成8年）
- ◆精神障害者：精神障害者地域生活支援事業……………（平成8年）

平成15年 障害者支援費支給制度開始

- ◆措置から契約へ
- ### 相談支援事業一般財源化
- ◆国の補助事業から市町村事業へ

平成18年 障害者自立支援法施行

- ◆障害者相談支援事業開始（相談支援事業が法律に明記）
⇒相談支援専門員の創設
⇒サービス利用計画作成費の創設

平成24年 障害者自立支援法改正

- ◆相談支援体系の見直し
⇒特定相談支援
⇒一般相談支援
⇒障害児相談支援の創設

5

相談支援に関する平成20年当時の議論（平成20年12月16日社会保障審議会障害者部会（報告）資料より一部編集）

障害者の自立した生活を支えていくためには……

- 契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせることを継続的に支援していくこと。
- 個々の障害者の支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくこと。



① 地域における相談体制

- 総合的な相談支援を行う拠点的な機関の設置（基幹相談支援センター）
研修事業の充実

② ケアマネジメントの在り方

- ・定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要がある。
- ・専門的な者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせることは、障害者にとって選択肢の拡大につながる。
- ・施設入所者についても日中活動を適切に組み合わせることが重要。
→ サービス利用計画作成費の対象を拡大することが必要（従来の計画作成が普及しなかった反省を踏まえて）
- 従来の市町村が支給決定した後に計画を作成するのではなく、支給決定に先立ち計画を作成することが適切なサービスの提供につながる。
- サービスの利用が、利用者のニーズや課題の解消に適合しているか確認するため、一定期間ごとにモニタリングを実施。
- 可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行うことや、ノウハウの蓄積、専門的・専属的に対応できる人材の確保により質の向上を図る。

③ 自立支援協議会の活性化

- ・設置状況が低調
→ 法律上の位置づけの明確化
- ・運営の取り組み状況について市町村ごとに差が大きい
→ 好事例の周知、国・都道府県における設置・運営の支援

6

全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨

【経過】

これまで、障害者ケアマネジメントの必要性や相談支援の体制等に重要性に関しては、「障害者ケアガイドライン」報告書（平成14年3月31日）（障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会）により提言され、その後、*社会保障審議会障害者部会報告書（平成20年12月26日）においても大きく取り上げられてきた。

【趣旨】*記載事項を整理すると、次のとおりである

H26.2.27事務連絡（抜粋）

(1) 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること

(2) 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながる

(3) 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること

サービス等利用計画はツール

【目指すもの】

○各市区町村（わがまち）に住んでいる障害福祉サービス等を利用するすべてのひとに対して、時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守ることのできる「相談支援専門員」という専門職が身近にいる体制を整えること。

○そして、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指すこと。

障害者相談支援事業

地域生活支援事業実施要綱より抜粋

<事業概要>

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を促進する。

<実施主体>

市町村（指定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者への委託も可）

※事業を委託する場合は、市町村が設置する協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価等をを行うことが適当。

<事業の具体的内容>

- ① 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ② 社会支援を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- ③ 社会生活力を高めるための支援
- ④ ピアカウンセリング
- ⑤ 権利の擁護のために必要な援助
- ⑥ 専門機関の紹介 等